

業務お役立ちコンテンツ

この資料を学生に配布するだけでOK！

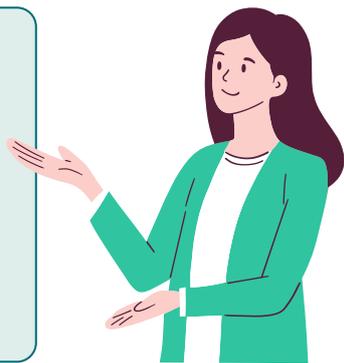


#1 多子世帯の確認

誰が該当 多子世帯について

令和6年度から修学支援新制度が拡充され、特に中間所得層への支援として新たに「**多子世帯支援**」が設けられました。ですが「**自分が第IV区分に該当するのか分からない…**」「**多子世帯って具体的にどういうこと?**」といった疑問を抱える学生や保護者の方も多いのではないのでしょうか？

そこで今回は、「**多子世帯支援**」の概要と対象条件についてできるだけ分かりやすく解説します。



▶ JASSOの定める「多子世帯」

“

生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上
税情報（2025年度春採用は2023年末の税情報）により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下①・②に該当する者
①生計維持者の実子・養子（※課税情報に反映されていない「**新たに出生した実子（課税情報に反映されない時期）**」などを含む）
②生計維持者の年下の親族（弟妹） など

申告対象となる「子ども」の範囲

- ①年齢・実子の要件ではなく、地方税法上の扶養親族であれば子どもに該当する。
- ②生計維持者が父母2名の場合は、**それぞれの扶養親族の数を合算**する。
- ③扶養親族であっても、生計維持者より年長の者又は生計維持者の尊属である者は「扶養親族」に該当しない。

引用元：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/daiyonkubun.html>

※尊属とは、祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のことです。

”

ちょっと難しいですね…。まずは用語を解説します！



- **生計維持者：**
学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母
- **扶養：**
自身の収入で生計を立てられない家族や親族に対して、経済的な援助を行い養うこと。

もう理解しているよと言う方はなんとなくのおさらい程度に流し見してね！

▶ 用語も理解したところで本題の制度内容を理解していきましょう！

“

【子どもの数の判定方法】

基本的には、**該当する学生から申し出てもらう**ことが必要。（「マイナンバーを通じて取得する」税情報では確認できない情報であるため）

”

✔ CHECK!!

- ・学生等本人が生計維持者の扶養する子どもでない場合は支援対象外
- ・扶養人数の中に含まれている「対象外」の人（子どもの範囲に記載されているよ！）
 1. おじいちゃんやおばあちゃん
 2. 両親のどちらか（お父さんの扶養内のお母さん、お母さんの扶養内のお父さん）
 3. 生計維持者よりも歳が上の人



▶ 多子世帯になるパターン

● よくあるパターン（下記図 参考）

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母
3. 兄
4. わたし
5. 妹

がいる場合。

JASSOの多子世帯に該当

なんらかの理由で生計維持者の扶養内にいるお父さんよりも年下の親族

JASSOの多子世帯に該当しない

お母さんと祖父母（父より年上）
兄は社会人でお父さんの扶養ではない

生計維持者（お父さん）



生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
（社会人）



私
（大学1年生）

妹
（中学生）

お父さんより年下の親族



JASSOの定める多子世帯

✔ POINT

上記のように家庭内の子どもの数が3人未満であっても、家庭の事情により親戚などが扶養内におり、多子世帯支援が適応される場合があるので、保護者の方にしっかりと確認してみよう！

▶ 1番考えやすい多子世帯パターン

生計維持者（お父さん）

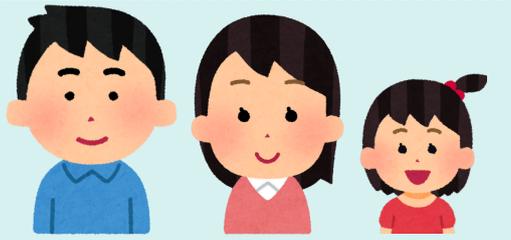


生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
（大学4年生）

私
（大学1年生）

妹
（中学生）

JASSOの定める扶養親族

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母
3. 兄
4. わたし
5. 妹

がいる場合。

JASSOの多子世帯に該当

兄弟3人

JASSOの被扶養者に該当しない

お母さんと祖父母（父より年上）

▶ 多子世帯にならないパターン

生計維持者（お父さん）

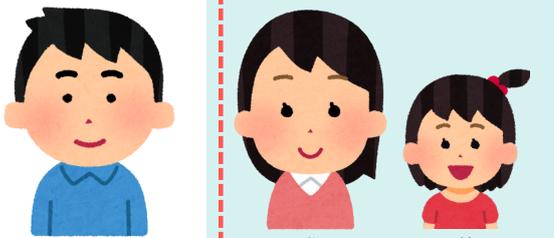


生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
（社会人）

私
（大学1年生）

妹
（中学生）

JASSOの定める扶養親族

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母
3. わたし
4. 妹

がいる場合。

被扶養者が2名なので、
JASSOの多子世帯に該当しない

わたしと妹

▶ 要注意なパターン！！

生計維持者（お父さん）

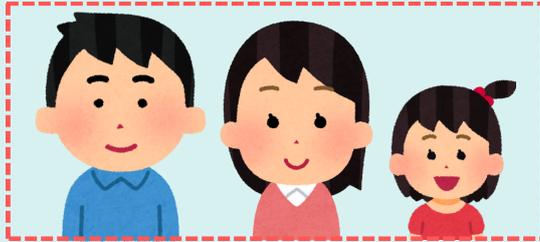


生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄

（専門学校2年）

私

（大学2年）

妹

（大学1年）

JASSOの定める多子世帯
2024年現在

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母
3. 兄
4. わたし
5. 妹

がいる場合。

JASSOの多子世帯に該当

兄弟3人

JASSOの被扶養者に該当しない
お母さんと祖父母（父より年上）

1年後！

生計維持者（お父さん）



生計維持者の扶養内（人数は5人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
（社会人） 



私
（大学3年生）

妹
（大学2年生）

JASSOの定める多子世帯

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母
3. わたし
4. 妹

がいる場合。

被扶養者が2名なので、
JASSOの多子世帯に該当しない
わたしと妹



昨年まで専攻学生だった兄は2025年度からは生計維持者の扶養から外れるので、JASSOの定める扶養親族数が2名に減少し、多子世帯要件（被扶養者3名以上）を満たさなくなります。しかし、学生自身（私や妹）が申告を間違えてしまうと翌年に「間違えていた年の分の減免金額の返済」を求められてしまうケースも…。自身や兄弟が学校を卒業し社会人になった時には、多子世帯確認において申請する子どもの人数を再度確認しましょう！

※心配な場合にはこのチラシをご家族の方にも見せて一緒に確認するとより良いかも！

意外と教えてもらえない 「確定申告書」の見方

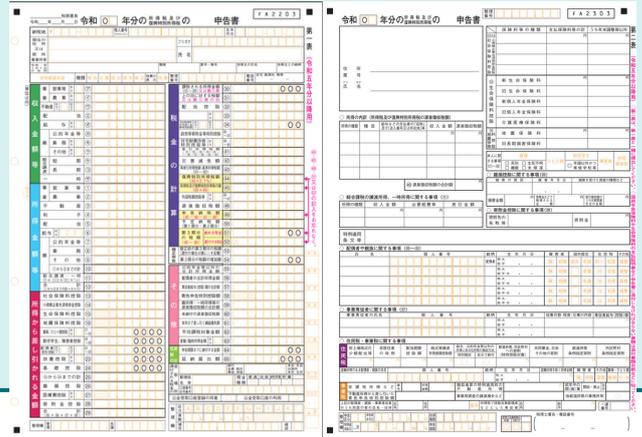
扶養の確認方法も教えるよ！

確定申告書 ってそもそも何？

確定申告書とは、1年間の収入や所得に対する税額を記載した書類です。個人事業主やフリーランス等、一定金額以上の年間所得がある人が対象となり、年度末に税務署に提出します。

実は3種類ある確定申告書

- 確定申告書A
- 確定申告書B
- 申告書（分離課税用）第三表



どのように扶養を確認するの??

見るべき場所をテンプレートで解説！赤枠の部分を中心に見ていきましょう！

扶養親族とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡したまたは出国する場合は、その死亡または出国の時）の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人です。

（注）出国とは、納税管理人の届出をしないで国内に住所および居所を有しないこととなることをいいます。

1. 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
2. 納税者と生計を一にしていること。
3. 年間の合計所得金額が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）であること。（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）
4. 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

参考：国税庁HP>No.1180扶養控除>対象者または対象物>扶養親族に該当する人の範囲

JASSOの第4区分に当てはまるのは…

- ① 「配偶者や親族に関する事項」に記載されている
 - ② 申告者とその配偶者でない
 - ③ 申告者よりも年下
- ①～③を全て満たす方